

就学援助 支給要件

就学援助の対象となる方

次の①～⑨の要件のいずれかひとつに該当すれば、就学援助（新入学学用品費）を受けることができます。

- (1) 町民税の非課税や減免を受けた方。
- (2) 事業税や固定資産税の減免を受けた方。
- (3) 国民年金や国民健康保険の掛金の減免を受けている方。
- (4) 児童扶養手当を受給している方。（児童手当・特別児童手当のみの方は対象外）
- (5) 生活福祉資金の貸付を受けている方。
- (6) 世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい世帯。
- (7) その他、前年の収入額が少ないことにより経済的に困っている方。

生活保護受給中の方について

生活保護受給中のお子様の新入学学用品費は、生活保護により保護費とあわせて支給されますので、申請手続きは必要ありません。